

20/6/8 海渡雄一弁護士「国連自由権規約委員会に共謀罪廃止の声を届けよう」  
(名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし)

岩崎： 皆さんこんにちは。マスコミ関係の労働組合を組織する日本マスコミ文化情報労組会議事務局長の岩崎と申します。

ちょっとこれから先はマスクを外して失礼させていただきます。

共謀罪廃止、秘密法廃止を求める6日行動として本日6月8日に院内集会をYouTubeのライブ配信で皆さんにお届けしています。

今日は国連の自由権規約委員会この10月に行われる審査に向けて共謀罪廃止日本の表現の自由に関するNGOによる共同レポートを提出しようという取り組みにつきまして、共謀罪対策弁護団で私達の活動の中心になって活躍されております弁護士の海渡雄一さんに解説をいただきます。

このNGO共同レポートの提出については、幅広い国内の市民団体が賛同するというところで、私達マスコミ文化情報労組会議MICも、これへの賛同を決めているところです。それでは、これから先は海渡さんをお願いしたいと思います。

海渡： うまく動かなくなっちゃったからもう少しやって。

岩崎： うまく動かなくなったということで、NGOの共同レポート提出ということについて共謀罪廃止を求める活動におけるNGOの共同レポート提出ということについては、2016年の段階でもですね、私達は取り組みをしています。

今回は、今年の10月に日本に対する審査が行われるということで、政府は日本政府は国連に対して共謀罪は問題ありませんというレポートをすでに提出しているんですが、私達、様々な市民団体の立場からですね、この共謀罪の問題を改めて国連に訴えるという取り組みです。ということでよろしいでしょうか。

海渡さんどうぞよろしく願いいたしました。

海渡： あのパワーポイントが固まっちゃったんで、マスクをとってやりますね。

実はですね共謀罪と秘密保護、秘密保護法の問題については、2014年にその法案が成立したわけですけれども、2016年に、この確か2014年ですよ。あれ何年かな。

2016年に審査が行われてそのときにこの問題が取り上げられました。

共謀罪については、2017年に6月の15日ですね、法律が成立したわけですけれども、ちょうどその年が自由権規約の審査の質問事項を募るギリギリだったと思うんです。それでたくさんのNGOの方々と一緒にレポートを出したと。

その結果そのレポートが日本政府に対する質問の中に共謀罪や秘密保護法の問題、表現の自由に関する問題が取り上げられたという経緯があります。

あんまりたくさんの方に知られないかもしれませんが、そういう経緯があって今年の10月に自由権規約委員会の審査が行われるということで、そのことがどういう意味を持っているんだろうかということ、今日は40分ぐらいの時間を使っていいということなので、かなりゆったりした感じでご説明をしていきたいと思います。

最初に新型コロナウイルスの感染拡大によっていつもこれたくさんの方に院内に集まってもらって普通集会やるんですが、今日それもはばかれるってことで少数のスタッフの方だけに集まっていたいて、こういう形で開いているんですけども、率直に言ってますね、僕は今年のこの国会の中では検察庁法の改正案を何とかしなければいけないというふうに思っていて、1月の31日に例の黒川さんの定年延長の閣議決定があってその後まだ2月頃は少し動けたので、記者会見をしたり、小さなこの集会やったりとかいうようなことをやりながらやっていて、でもそれこそ日比谷野音の集会もできないし、どうもならないなと正直言うと思っていて、家にこもって何かリモートワークするということがあったんで、暇見つけちゃネットでいろいろやったり、実はそのころにネットでですね、ネットで共同記者会見みたいなこと何度もやりましたね。それから弁護士の人とやったこともあったし、あの前川喜平さんに出てもらって集会やるなんてこともやってだんだんなんか盛り上がってきたんですね。ネット上で呟くとですねすぐなんかすごいツイートされるというのが状況になってきていて、忘れもしませんが委員会での審議が始まったのが5月の8日で、その日の夕方からですね、そのツイートデモというのが始まって、これは本当に笛美さんというですね、30代の女性の方がたった1人でツイートデモって本当に始めたんですね。

本当にたった1人で始めたことでこういうのが始まってますっていうのが僕はFacebookもやってるんでFacebookのメッセージでこういうのをやってるんで海渡さんも手伝ってくださいみたいなメッセージが飛んできて、見たらなんかとってもかわいらしいツイートだったんで、一所懸命にリツイートしてあげてそして自分もこのように参加しますみたいなこと始めたのが9日の午後の3時頃だった。そうこうするうちにその日の夕方には何か日本のトレンドっていうツイートのところに出てきて、その時1万だったんですね。だから1日ぐらいかかっても1万ぐらいだったんだけど、それから先はなんかもう堰を切ったようにすごい数の人がそれに賛同してくれるような状態になっていって、翌朝には100万超えてたと思いますけれども日曜日だったってこともあって、どんどんどん拡散していって、1000万ツイートみたいなことになってた。

そうこうするうちに、うちはその福島瑞穂さんっていう社民党の党首がいるんで各党党首共同ズーム会見をやりましょうみたいな話がきてですねそのセット実はこのパソコンでそのセットしてたんですけども、立憲民主党のなんかすごい技術の豊かな若者がですね、ズーム設定してそれを話したことを各人が何十秒ずつか話したのを1本の動

画にまとめて拡散した。それがまたすごいことになっててですね、あっという間に何かこれ大政治課題に押し上げられていった。

その中でたくさんの一般に政治的な発言をしないような方々、一般の人たちがたくさん発言してくれた。そういうことが起きたということがあったと思います。

そういう意味でもこのコロナ時代における市民活動というものについて諦めてはいけないなど、今日もそういうことでこういう形でやらせていただいております。

ちょっとちょうど3年前になるわけですが、2017年6月15日に共謀罪法が委員会での議決を省略して制定されこのときもひどかったんですよね、委員会採決しなかったっていう、そのときにですね共謀罪の廃止運動というものを立ち上げたわけです。

国際人権法を一つの武器として廃止運動続けるということで、ここに出てるのは今日ちょっと当時この年の秋頃に出したのかな。共謀罪は廃止できるっていう表紙にたくさん写真がコラージュされてますが、これは9月の9月15日でしたっけね、大きなデモを日比谷野音でやったときのものだと思います。

ちょうど同じときにですね、自由権規約委員会に共同レポートを送るということで、僕が言いたしっぺになって、あとうちの小川隆太郎くんという若い英語がよくできる、なんていうんでしょね、新人でもないけれどもあの若い弁護士さんが頑張ってやってくれて、15団体の賛同を得て国連自由権規約委員会に対して、この法律について人権上の懸念を持ってるということを表明する通報をやりました。

日本語で作ってそれを英語に訳してもらって出した。そうとう突貫工事だったんですけどそういうことをやったわけです。今でもこれは、自由人権協会のホームページに掲載されてるのでご覧になられたい方は見ていただければいいと思います。

ここでですね、ちょっと国際人権法とはなんなのかっていうことをちょっと説明しないと、よくわかんないよっていう方がいると思うんですけども、国連人権条約が国際人権法の一番最たるものですけども、自由権規約、社会権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、拷問禁止条約、人種差別撤廃条約、強制失踪条約こういった条約があります。それ以外にも国連が定めた基準規則、そしてマンデラルールとかですね、ツワネ原則に書いてありますけど、ツワネ原則は国連の関連団体ですね、国連自身が定めた基準じゃありませんが、あとヨーロッパ人権裁判所などの地域的な人権機構の判断、あとは国際労働機関ILOなどがこれは国連の機関そのものではないんですが、国際機関の条約と見解こういったものを総合して国際人権法というふうに呼んでおります。

これを守らせるためのメカニズムなんですけれども、あれ、あれおかしいな。すいません。なぜかうまくいきません。はいすいません。

条約に基づく国別審査制度これが今年の10月に行われるものですが、それ以外に個人ですね自分がこの規約上の権利を侵害されたということで訴えることができる制度もあります。

あと国内人権機関、国連人権理事会あと被拘禁者については国連の拷問防止メカニズムなんて、国際機関が実際の方が拘禁されているところに訪ねてきてくれるそんな制度もあります。

今問題となっているのはこの丸印が付いている条約に基づく国別審査制度なんですがこれのやり方は後で詳しく説明させていただきます。

それで問題となっているのは自由権規約の19条 ARTICLE19 って言いますけれども、全てのものは干渉されることなく意見を持つ権利を持ってるんだと全ての者は表現の自由について権利を有する。日本の憲法とちょっと書き方違いますね。

この権利には口頭と手書き若しくは印刷、芸術の形態又自ら選択する他の方法により、国境との関わりなく、あらゆる種類の情報および考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

情報を求めるっていうことが書いてあってですね、情報をちゃんと受け取るっていうことが一つの権利になっていてそしてそれを伝えていくっていう自由。情報の流通の過程の全体を保障しようとしているということ。

日本国憲法の書き方にはこういう書き方してないですね。

ちょっと、広い幅が広いということがわかっていただけだと思います。この表現の自由についてはですね、特別の義務と責任があると確かに差別を扇動するような表現なんていうのもあり得るわけですね。権利の行使については一定の制限を課することができる。ただしその制限は法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限られるんだと他の者の権利や信用の尊重、名誉毀損的なことを言っただけいけないっていうことですね。あと国の安全、公の秩序、公衆の健康、もしくは道徳の保護。公衆の健康なんかまさにコロナを理由にして、一定の人権が制限されることがありうる理由ということを含んでるんでしょうね。

全ての人にあらゆる種類の情報で考え求めて受けおよび伝える自由を包含し知る権利が明確に定められているということが、すごく重要な点だと思います。

もう一つはですね、確かにここはかなり細かいその制約理由が書かれていてここも日本国憲法とは違う点ですけども、この点についてはですね、自由権規約委員会は非常に慎重にですね、必要性の原則ってというのがいろんな制約が合理化されてしまうわけではないということは何度も言っております。

次の目的のために必要とされるものに限るんだと、その制限を必要とする社会的事実、いわゆる立法事実ですね。これを立証しなければいけない。必要制限というものは必要最小限のものでなければいけないし、より制限的でない他の制限手段が存在しないこと。こういったことが求められるんだと。こういう基準をクリアしていない規制立法は、目的自身が正当であったとしても許されないものになるんですよとこの辺共謀罪を論じるときにも非常に重要なポイントになってくる部分んじゃないかというふうに思います。

で、ここからあげているものはこれは最初に2017年に我々の送ったときのこういう点を質問事項に入れてくださいって言った、求めた事項です。

ちょっとこれは省略しましょう。

最終的に国連がどういうふうにしてくれたかを言えればいいと思いますんで。

それで、もう一つですね今日も代表の萩尾さんが来てくれたんでしたっけね。

共謀罪対策弁護団が結成されていて、共謀罪廃止運動ずっと共に戦ってきています。

今回の出すレポートの共謀罪パート部分は共謀罪対策弁護団に、秘密保護法に関連する部分は秘密保護対策弁護団に起案を手伝ってもらっております。

あと表現の自由の部分はMICに、あとペンクラブにぜひお願いしたいなというふうに思っておるわけなんですけれども、そういうこの問題を扱う市民運動とそして少し専門性のある団体とそれが共闘してやってきてるということが重要だと思います。

もう一つ共謀罪廃止のための連絡会っていうのが結成されていて、ここにはグリーンピースであるとかですね、自由人権協会とか消費者連盟とか、そういう他の課題でも頑張っていて活動している一般的な人権活動団体なども参加してくださっています。

これがさっきいった9月15日の日比谷野音の集会ですね。共謀罪法案は必ず廃止するっていう、これなんていうんですか、バナーっていうんですかこれを掲げている。懐かしい写真でございます。

ちょっとだけ自慢話をするんだと法案が成立した後にね、成立させた後にこの法案絶対させるぞって、日比谷野音に3000人集めたケースはあまりないと思うんですよ。

これは意地でもやんなきゃと思ってやったんだけどね。本当に必死になってやって、たくさんの知り合いの人が駆けつけてきてくれたっていうか、とても嬉しかったのを覚えています。そこまでのことがやられたから、今もこの共謀罪廃止運動っていうのが、続けていられるんじゃないかなというふうに思います。

この年の11月自由権規約委員会は次の日本政府に対する審査でどういう事項を審査の対象にするかということを決めました。

ここには小川弁護士が行ってくれたんですけれどもね、そして委員に対する働きかけの活動などもしてくれたということで、この年の11月に出されたものの中でどういう質問が出たか、これからをお話しますけれども、日本政府に対する回答期限は2018年の12月。もそれから何年、2年たってないか、でももう1年半ぐらい経ってたんですけれどもようやくその回答が出たのは今年の4月です。

遅れに遅れたということになります。

委員会は政府報告未提出のままですね、今年の10月に審査を実施するというのを、今年の年初あたりに発表して、我々も審査があるんだったらまたこれに向けて活動をしなればというふうに思っていたんですけれども、ここでは審査の日程はコロナ情勢のため不明確になってるっていうに書きましたけれども、今のところですね、ちゃんと審査がやりますと。そのためのNGOもその提出レポートは9月14日を期限にするとい

う、そういう表示がつい最近ですけれども、国連のブログページに載りましたから我々は必ず審査はあるものだというふうに思っております。

それで、これが審査が行われる場所ですね、第7回の審査をやったときの会場です。これまだ人が入ってくる前ですけどももっと狭い会場を使うと時もあるんですけども、日本はですね、大問題がある国なんでここを使わせてくれるんですよ。

これ国連の加盟国全員の全加盟国入れるそういう会場です。

リストオブイシューズの全文は日弁連と外務省が両方翻訳しています。少し中身が違うんですが今日は日弁連の訳の方を使ってちょっと説明してみたいと思います。

まずですね、緊急事態ですね、緊急な事態のときには、憲法や人権規約に定めた人権が例外的に停止されるとこういうことが憲法草案で決められているとこれは自民党の憲法草案だと思えますが、これについてこの懸念について意見を述べ、有事について規定する法令の改正案が規約4条に準拠しているかどうかこの点について説明してくださいと結構ハードな質問ですよ。

まさに憲法改正に踏み込んだ日本政府は一体どんなことを考えているのかと、それを説明しなさいという質問があってその次にですね、ここでテロ対策だってことだと思うんですけども、共謀罪のことが取り上げられていて、組織的な犯罪の対策法の中でですね、組織的犯罪集団、計画、準備行為などの共謀罪の構成要件が、法的な安定性と予測可能性の原則を遵守していないというふうにされていること、別表4に定める277の新たに設けられた犯罪には、テロリズムや組織的な犯罪と明らかに無関係な判断で含まれていることから、表現集会結社の自由が不当に制限され、自由および安全の権利並びに公正な裁判を受ける権利が侵害される恐れがあるという懸念についてちゃんと説明して回答してください。

なかなかいいでしょう。まさに我々が指摘していた問題点が、これは自由権規約委員会自身が書いた文章なわけですけども、こういう懸念を持つるとこの懸念に対して政府がですね非常に綺麗な説明をしてそれに委員が納得しちゃうと、勧告は出ないんですよ。それに対して大した回答ができてない、そしてそれに対して、そのNGO側がきちとした意見を述べれば、勧告に繋がっていくと、まだ今質問が出ただけの段階です。もう一つは特定秘密保護法で、これもすごく重要ですが、前回の総括所見、前回の審査でも前回もこの点はあのテーマに選ばれていて、この法律制度の改善が求められているわけですが、特定秘密保護法に基づき秘密として分類可能な情報のカテゴリおよびサブカテゴリが協議に定義されることがちゃんとできてないってことですね。

情報を求め受けを見て伝える権利に対するいかなる制限も適法性の原則、比例制の原則特定のかつ確認可能な国家安全保障への脅威を防止するために必要なものであるとの原則に適合したものであるかと何人も国家安全保障侵害しない正当な公共の利益に資する情報の流布によって処罰されない。これが大きな必要な原則なんですけどもこういうこと。それから特定秘密情報によって設立された監視メカニズムが十分に独立しておらず、

これは独立公文書管理監とか議会の中の情報監視審査会からそういうところのことを言ってるんですが、これが独立した監視メカニズムになっていないんじゃないか秘密指定の妥当性を決定するための情報へのアクセスが保障されてない。ちゃんと秘密自身を見た上でですね、判断できるような仕組みになっていないんじゃないかということで、これについて意見をお聞かせ願いたい。

情報の秘密指定に関連した非倫理的な行動についての公益通報が特定秘密保護法または公益通報者保護法のもとでちゃんと保護されるのかどうかこれについても明らかにしてください。実際にですね、ジャーナリストが必要な情報を取ってそれを報道しようとするときには、西山記者事件のときもそうでしたけれども、一定程度のですね、思い切った手段を使わなければいけないはずですね。

そういうことによってだけでも、そこで起こされた犯罪とされるような行為が、それほど重大な害をもたらしていない、しかしその情報をきちんと伝えることによって公共の利益が非常に強く、保証されたというような場合には、それによってその過程において一定の違法行為があってもそれは処罰しないんだと、これもヨーロッパ人権裁判所などで確立している考え方なんですけれどもそういうものに従ってこの勧告というか質問事項も作られているんじゃないかなというふうに思います。

次に公共の福祉に関するですね、関係でこれは例えば、日の丸君が代の掲揚に反対したことによって、処分を教員の方々が受けていると、そういったことについてもちゃんと報告しろということを含んでるんじゃないかなと思います。

それから報道の自由に対する制限ですが、憲法 21 条の改正案これは自民党の改正案のこと言ってんだと思うんですけれども、および規約との適合性について報告を願いたい、放送メディアの規制が政府から独立して行われることを確実にするため、放送メディアを所管する法的枠組みを見直す計画があるかどうかを明らかにしていただきたいと。

これはかなり微妙な問題ですけれども、要するに総務省ではなくて、独立の委員会を作るべきじゃないかとかこういう意見について政府の見解を言えといってるわけですね。あとメディアに対する政府の圧力および干渉、また朝日新聞で慰安婦問題を報道し、メディア自身が自主規制するにいたった植村隆氏の件。これはっきり植村さんの名が出るんですが、ようするに政府に批判的又は慎重を要する話題を取り上げるジャーナリストへのハラスメント。これなんか望月さんのことなんかも含まれるかもしれませんがそういう問題についてきちんと返答願いたい。このあたりはですね、おそらくデビッド・ケイさんのレポートというものがかなりきちんと読み込まれてこの質問事項に繋がってるんじゃないか。今までこういう観点でのこの自由権の自由権で選挙活動の自由なんかの問題についての勧告が出たことがあるんですけれども、ここまで踏み込んだ質問が出ていて、もしこれが勧告に繋がっていくとすればですね、日本の法と表現の自由に対する大きな警鐘を鳴らすことになるんじゃないかなというふうに思います。最後にこう

して今までと同じ公選挙法による選挙運動に課される個別訪問ができないとかですね、そういうことについてもあるかと改めて質問がなされています。

次が集会の自由ですね。

デモ参加者の記録を含むデモに対する不当な規制が課され、とりわけ国会に対する抗議活動および沖縄での抗議活動で過剰な有形力が行使され、これらの出来事取材するジャーナリストを含む逮捕者も出たこと。これは僕あんまよく知りませんでした、実際にそんなに長い時間ではなかったようですけれども取材にあっていたフリーのジャーナリストの方が身柄を拘束されたという事件があったようで、そういう情報まで自由権委員会でつかんでいて、その辺についての詳細を明らかにしてほしいというふうに言ってる、また抗議活動を行う者に不均衡の処罰を科していると申したてておっしゃてる。これはまさに山城博治さんのことですね。それについても返答願いたいということで、かなり広範な、我々から見ても日本の今の人権状況の中で重要と思われることについて、きちんとした関心を払っているということがわかります。

ということでこれに対して日本政府が提出した質問への回答ですね。

これ読んでもつまらないんで、でも見ていただいたほうがいいと思うんで、あの回答書の全文は外務省のホームページに掲載されております。

自由権規約や外務省自由権規約ってグーグルするとぱっと出てくると思います。

共謀罪の部分ですねちょっとご紹介してみようと思いますけれども、共謀罪に関する日本政府の回答は徹頭徹尾ですねこれは国連の特区条約ですね国際組織犯罪防止条約に基づいて作ったんだと国連に言われて法律作ったんだから国連の自由権規約委員会からも文句言われたくないって、そういうですね意志がもろに出てるような回答になっています。

そして共謀を罰するか、参加罪にするかそれはちゃんとオプションがあって、そのうちの共謀のオプションを取ったんだですよということを言っていると、条約によって認められているオプションということで、重大な犯罪の計画、組織犯罪集団の関与、計画した犯罪の実行準備行為という三つの厳格な要件を定めていて、条約がもともと認めていたオプションをちゃんと実態化したものなんだということを言っています。

処罰範囲は明確であって、法的確実性や予測可能性の原則に適合しないという批判は当たらないというようなことを言っています。

それから対象犯罪はきちんと限定されておりますと、テロや組織犯罪と明らかに無関係な犯罪を含んでいるという指摘は当たらないとちょっとこれは無前提にそういうふうな結論だけ書いてある感じですけどもちょっとここは具体的に反論していく必要があるかなと思います。

それからこれはカナタチさんの指摘だった部分で捜査機関による恣意的な提言をされる可能性があるんじゃないかという点に関しては、そういうおそれはないんだと、そのちゃんと捜査について適正な確保に十分配慮しなければならないという規定が法律の

中に書いてあるから大丈夫だとそんなことが大丈夫なわけがないんですけれども、そういうことを言っています。

あと、憲法改正の問題については、実質的な改定担保がありませんで特定秘密保護法についてもですね、恣意的な指定がされないようにきちっと配慮をされているということと、あと罰則についても知る権利に配慮しているというようなこと、それから、情報監視審査会ですね、こういったものが適正に活動しているんだというようなことを言っていますがこれらについてもですね、当時あの法案の反対運動でやってる当時ツワネ原則というですね、オープンソサエティー中心になって呼びかけて作った原則がありますけれども、これに基づいて詳しく、もともとのNGOが出した意見書の中でも述べたわけですが、これですね、ツワネ原則ですけれども、こういう原則に照らして、日本政府の言ってることは根拠がないということの反論できるだろうというふうに思います。それから放送法とメディアに対する圧力、こちら辺はちょっと読んでて何か気持ちが悪くなりますけれども、日本は世界で最も自由なメディア環境なんだというふうにおっしゃっています。

へって感じですがけれども、放送法についてもですね、不偏不党、表現の自由を確保するというふうに法律に書いてあるから大丈夫なんだという、へって感じですがけれどもあと、放送法の枠組みにおいては適切に確保されていて放送法の見直しは計画してないというようなことを言っています。

公選法についても理由がないというようなことを言っていて、集会の自由に対する圧力もそんなことはやってないんだということで、当然違法な暴力行為があったときはそれに対応してるだけなんだというようなことを言っております。

あと10分ぐらいですね。最後のセッションになりますけれどもこの委員会の審査の実情についてちょっとご説明したいと思います。

これ実際に審査やってるところの写真で、これも僕が撮った写真ですがけれども、結局ですね、委員会、議長がいてそこ議長の隣に日本政府の代表が座っていてそれを取り囲むように18人の委員が座っています。我々はあのそれより後ろ側に傍聴席みたいなものがある座ってるわけですがけれども、どういうふうに審理が進むかという点ですね、まず委員会が過去の総括所見、勧告ですね人権理事会に出された勧告、人権NGOから寄せられた意見などをもとに締約国に対して質問事項を決めます。

これが2017年の11月だったわけです。

日本政府による回答の提出が遅れておりましたけれども、委員会は2020年10月に第7回審査を行うということを通告しました。

この通告部から数ヶ月経ってですね今年の4月、先々月になるわけですがけれども、質問事項に対する回答をようやく出した。

これ本当に遅れに遅れてたわけですがけれどもこれは委員会の審査をやるって決めなかったら結局出さなかったかもしれませぬ。

そういう準備してあったのに出してなかったのかもしれないと思います。

それで最終的に本審査に向けたNGOの平行レポート、オルタナティブレポートとも言いますが、これの提出期限が9月14日だということが、今年の4月の段階で委員会が出したNGO向けのブリーフィングっていうのが文章の中に示されております。

そういうことで、10月の会議における審査は行われるだろうという前提で、今日弁連や他のNGOなども準備を進めているということで、この共謀罪、秘密保護法、表現の自由に関するパートについてもですね、たくさんのNGOの協力を得て、共同レポートという形でレポートを作って出していきたいというふうに思っております。

かなりの、それこそMICなんかもあるご協力いただけるということになってはいますけれども、そういうことが進んでいるところです。

それで共謀罪のこの法律が制定した後に行われる自由権規約委員会の審査ってこれ今回が初めてなんです、ここでその事が国際社会から見て問題であるっていうことは認められるかどうかという点はやっぱりこの我々の廃止運動にとってもかなり決定的に重要なのではないかなというふうに思います。逆に言うと政府としては絶対にそういう勧告を出されたくないで相当な圧力を国連の機関にかけてくるだろうなというふうに考えなければならぬ。

先ほど示した条約によって認められているオプションを使ってやったもので、国連から文句いわれたくないっていうかなり感情のこもった反論書が出ているわけですね。

それに対して、ちゃんと理路整然としたその反論を書いていかななくては行けないと。

それを立派な英語にして出していくっていう作業で結構大変なんですけれども、それを今年の夏やって、9月には出していくという形にしたいというふうに思っております。

それでその主体として共謀罪廃止のための連絡会が頑張るんですけども、たくさんのNGOの方々に名を連ねていただければなというふうに思っているところです。

そのために何をしなければいけないかですけども、割と話は単純でですね、質問事項に選ばれて、実際の審査でですね、委員がきちっとしたこの点は問題ではありませんかって質問するかどうかなんですよね。

あの質問しないとね勧告にならないんです。

質問されるかどうかあらかじめ決まっていないうわけですね。

全体の審査がね、3時間ぐらいしかないんですよ。

以前は2日やってくれていたんですけども、今回はコロナのこともあるし、全体に審査日程が非常にタイトになってくるだろうから、今までに比べてもですね非常に審査日程は厳しいものになるだろうというふうに思います。

ですから事前の質問事項に選ばれたから、ほっといてもこのまま勧告が出るんだろうというふうに思ってるんですけども、そういう甘いものじゃないんですね。

だからこれからやっぱりきちっとしたレポートを作って、法律の国際人権法の専門家から見てですね、やっぱり共謀罪法には容認できない、人権法上の問題点があるというこ

ときちんと論証していくということが非常に重要なのではないかなというふうに思います。そして、政府見解について効果的な反論。事実に基づく反論、法律的な反論をしていく必要があるだろうなと思っています。

NGOが提出するレポートはですね、英語にして1万ワードという縛りがかけられております。英語で1万ワードというのは日本語にすると3万字ぐらいなんです。長いようで短いようでですね今言ったこの問題を3万字で書くっていうのは結構大変なのですが練りに練って作っていく必要があるかなと思っています。

重要な項目をこういう形でまとめてですね、そのたくさんの団体を出すってことが大事なんですけれども、やっぱり内容がきちんと研ぎ澄まされてですね、必要不可欠なことがきちんと取り上げられてるレポートを作っていくということが大事だと思います。

10月にはですね審査が現実に行われるのはこれがZoom開催になるのかその辺のところは今のところまだ未通せません。ただ、僕たちは現実には今年の10月にですね、海外渡航できるかどうか分からないわけですが、現実には開かれてそこに行くことができれば行きたいし、それが難しいときには何とか別のルートで働きかけをするというようなことを考えてやりたいというふうに思っています。

委員会の審査には市民の代表を送っていきたいということで、共謀罪廃止のための連絡会の方ですね、もう言っちゃっていいんですかね、あの、お金を集めていこうっていう話をしたんですよ。そうですね。はい。

募金を募っていくというようなことを考えております。

それでもう一つですね、そういうことでも今日のお話のこれがまとめになるんですけども、自由権規約委員会は今年の10月の本審査に向けて第2次、1回目が2017年に出したわけですが、第2次のNGOの共同レポートを作成すると、その中で前回は共謀罪だけで出してるわけですが、その共謀罪と秘密保護法と表現の自由、それを全部まとめてですね、1本で出していこうというふうに思っています。

そして2017年当時に協力していただいた市民団体も、今回ご協力いただき、それ以外の方々にもぜひ新たに名前を連ねていただければなというふうに思っております。

多くの団体の連名で、そしてその中には国際社会の中でも名が通ってるような団体がいつか含まれてればですね、この共謀罪に対する懸念というものが今も続いているんだと適用例はないかもしれないけれどもそれは反対運動があるせいでですね、懸念が続いて、やっぱりゆくゆくはこれを廃止しなければならないものだという声、これを国際社会の中で確認することができるのではないかなと思っています。

ということでちょうどお約束した40分になったようですので、最初の私の報告としてはこの程度にさせていただいて、たくさんの質問が寄せられているということのようですのでご質問に答えていきたいというふうに思います。

岩崎： 海渡さん、ありがとうございました。で質問です。

海渡： 誰か読んでくれるんじゃないですか。

岩崎： もしあれでしたらまず私の方から質問して。非常に基本的なことになるかもしれませんが、国連のこの自由権規約委員会っていうのはどういう人たちによって構成されているのでしょうか。

海渡： なるほど、そういう基本的なことを話した方がよかったですね。

自由権規約委員会っていうのは、たくさん条約機関がありますけれども、やっぱり僕はその国際社会の中で最も権威があると思います。だいたいですね、各国の例えば最高裁の長官だった人とかね。国際人権法の名の通った研究者の方とか。もちろんもともと検察官だった人なんか含まれてるかな、とにかくそれぞれのその国から推薦されて、けれどもそれは政府の利益を代弁するのではなくて、国際人権法の分野で非常に高い識見を持ってる人だというふうにならされてる人が推薦されて、そして国連の場で投票で選ばれるわけですね。一人一人の委員は当然国の利害を背負って話すのではなくて、まさしくその人権のエキスパートとしてですね、行動するという形になっていてそして自分の国が審査されるときには審査の場から、席を外されることになっています。今、日本政府の選出で古谷さんという方が委員に選ばれていますけれども、あの古谷氏はあのこの日本の審査にはタッチしないという形になると思います。

あの古谷さんはあの共謀罪についてはなかなか微妙な立場の意見を述べられていた方で、条約の審査、条約上はこういう法律はありうるのではないかといろいろ問題点はあるけれどもっていうことを論文に書かれていた方ですけども、彼がこの日本審査の中で意見を述べるということはありません。

むしろそこは専門家としては自分の国のことが議論されるときには沈黙されるだろうと思います。よろしいでしょうか。

岩崎： ありがとうございます。今質問をいただきました。

一つはこれ質問というよりあれですけど、最近重要な問題について、野党の合同ヒアリングなどが行われていますが、この国連自由権規約委員会についても、日本政府の姿勢をただすヒアリングが行われることを野党にも要請することが必要に思いました、というのがあります。

海渡： それはできると思いますね。

あの、実はですね野党合同ヒアリングみたいなものをあまり最近始まったことですけども、国連のこの委員会審査の前には NGO がお願いをして、外務省と日弁連が司会を

やって、一方にこの国会議員が並び他方に役所が並んで大きな国会の中の部屋を使って、討論会というか、質疑応答するような会合は毎回行われてたんです。

僕何度かその司会したことも外務省の人権人道課長と私が2人で司会してやったことなんかもあったんですけども、今それができるかどうかってということなんです。

いろいろコロナの状況のこともあるし、もう一つ、そういう会合やったときに国連の場に来ているNGOってのが、今まではその人権をきちんと守ってくださいという案件の団体が主だったわけですけども、むしろそれと逆にですね、慰安婦問題などで日本政府を擁護するような立場で参加されるような団体などもあって、秩序をもってそういうその話し合いができるかどうかということが、問題があります。そういう意味でも国会議員の方が野党でまとまって野党合同ヒアリングっていう形でやってもらった方が、実質的な討論ができるかもしれないですね。

それはとってもいい案だと思います。

岩崎：： もう一つですが、最近の国会パブリックビューイングという取り組みもありますけども、この国連の自由権規約委員会も同様に、日本の人たちに広く見てもらうようなことはできないのかという質問です。

海渡： それはですね、できます。

というのも今必ず審査のときにはこれは世界中で見れるようになってます。前回、前々回ぐらいからWebで中継されていてですね、実は日本にいてもちゃんと見れるんです。ただ委員への様々な働きたいとするためにはですね現地まで行かなければいけないので何人か行ってたんですけども、日本にいてWebをずっと聞いて、そしてメモを取ってすぐこういう審査だったみたいな記者会見やるんだったら、もうジュネーブに行かないでやることもできるんです。そういう意味でももちろんWebの中継は英語でしかやってない。現地に行くと、日本語の同時通訳が聞けるんですけどね。

ちょっと、うん。国連Webっていうのがあるんです。

でもちゃんと英語でわかる人はWebで聞いてもらえばいいってということですね。

岩崎：： だからあれですよ。

海渡： 国連Webってあるんです。

岩崎： 日本で大勢の人に見てもらうためにはうまく字幕をつけるとか、同通をつけるとかってということして。

海渡： そういう意味でもですねその国会パブリックビューイングの人たちみたいになって手伝ってもらったらいいかもかもしれませんが、審査をそれぞれ大きなプロジェクターに映してですね、わずかその半日かからないと思います。その時間をみんなで共有して大きな所で見ながらですね、そこに同時通訳の人を呼んできて、今どういう審査やるかっていうのを中継してもらおうとかねそういうことも可能だと思いますね。今までそれはやったことないですね。

岩崎： 今とりあえずいただいた質問は二つでしたけど、もう一つ私から質問したいと思うんですけど。

これ仮に本国連のこの自由権規約委員会が日本政府に対して、私達のレポートを出す日本政府に対して審査をする、その後に日本政府に対してまた勧告を出すということになりますよね。

海渡： 勧告必ず出すんです。

岩崎： その勧告を出された日本政府は、今度はどういうことをしなきゃいけないっていうことになってくるんですか。

海渡： 難しい、いい質問ですね。

よく言われるのはね、この審査のため、審査によって勧告だされてても日本政府は全部無視してきたんだというようなことを言う人が中にいますけれども、僕はそうは思ってなくて、ここの委員会で取り上げられたことで、少なくともはっきり変わったことでいえば、例えば婚外子の相続分の差別なんていうのはこれはもうずっと前から言われてるんだけれども、ようやく最高裁で違憲だってことになって、その違憲の決定の中によっぱ自由権規約委員会が言われたってことがちゃんと書かれていますからね。

もうすごく時間はかかっているけれども最終的には実現する可能性がある。

例えばですねこれはもうちょっと今日のテーマと違いますが、僕は刑務所のことをずっと長くやっているのでね、刑務所の中の人権問題で、名古屋刑務所の事件が起きる3年前に自由権規約委員会は革手錠などのですね、拷問に使われる可能性のある用具が濫用されているのではないかみたいなそういう、そしてその人権の主張した人に対する報復的な取り扱いが行われてるみたいなことを勧告してたんですね。

これは当時も法務省はすごくナーバスになっていてそういうことが起きないようにって勧告まで勧告を受けて通達は出したんですよ。

だけど通達がちゃんと守られてない状態でもって名古屋事件が起きて、その何人かの方が拷問で亡くなるということになって、勧告は根本的に改正するしかないっていうふうになって改革になったと、そういう意味では、あの名古屋事件というのがどうしてその

量刑改革みたいなものになって、法律制度の改革までなったかっていうと、もともと国際社会のなかからそこには大きな問題があるって指摘されてたいたところが爆発しちゃったわけですよ。

だから今日はこの共謀罪や秘密保護法のことしか話しませんでしたけれども、例えば入管の問題であるとか、精神病院の問題であるところというのは非常に人権侵害がひどいということで若い弁護士さんたちの活動というのが非常に活発化してます。

彼らも今度の審査については非常に力を入れて取り組むだろうと思うんですね。

そういう問題についても勧告が出てる状況の中で更に例えば入管施設でコロナが蔓延してたくさんの方が亡くなるなんてことになると思いますね、もっと少なくとも今かなり入管収容所については仮放免を認めるような形に変わってきてるようですよけれども、いろんな意味で国際的な視線でもって問題点があると指摘し、というふうに指摘されていけばですね、変わっていく可能性がある。

全然変わらない問題もあります死刑の問題とかね、代用監獄の問題であるとか、従軍慰安婦のこの三つはですね、全然変わらないな巨塔みたいなもんなんですけれども、けれども死刑の問題なんかでも、少しずつは変わっていくかもしれませんよ。

これだけずっと言い続けられていて、自由規約委員会で言われるだけじゃなくて、拷問禁止委員会でもいわれるし、そして人権理事会っていうところですね取り上げられるわけですね。

人権理事会ってというのは、この条約委員会が出した勧告の中でこの点が重要だからこの点だけは直してくれっていうふうに、他の国が言うわけです。

日本政府が被告席に立たれていて、国連加盟国、全加盟国が参加しててその場でこの勧告のこの部分を実行してくれ、この部分を実行してくれっていうふうに言うわけね。その中にまた死刑問題なんてのは何十か国から言われるわけですよ。

それがずっと続くっていうのは、外務省のその普通の感覚を持ってる外務官僚から見ると耐えがたい重圧になってきてるというふうに思います。そういう意味でも国連のこの人権メカニズムってのはかなり重層的な構造を持っていますね、最終的には人権理事会っていうピア・レビューって言いますけれども、同僚による審査の対象で人権理事会なんていうのもこれも日本政府に対するものだったけど2、30案だったと思うんですけども、見てみると、世界中の国々が立ってますね、あの、ちゃんと実習制度をきちっとやれとかね、何とかいうそういうことが次々にそのいろんな国が言うんですよ。

そういうものをそれ自身がその日本の国民はほとんど英語できないので、リアルタイムで見てないし、日本がどんなふうにその世界中から映ってるかってことがわからない。そういうものも平気で日本政府が半分ぐらいは拒否するんですけども、韓国なんかはですね、言われた事全部守りますとそして直します。直していくわけですよ。そこで大差がついていくわけです。そういうことが現実起こってということが、やっぱり多くの日本国民が知るべきだと思いますね。

岩崎： わかりました。ありがとうございました。他にないでしょうか。  
なかったら今日はここまでということで、じゃ来週の予告をしないといけない。  
6月15日が共謀罪強行採決の日ということであくまでも共謀罪やっぱりいないとい  
うこれまたWebの取り組みがありますんで。  
これまたあの海藤さんが出番なんで海渡さんから

海渡： 6月15日、3周年悲しい記念日ですけども、やっぱり性懲りもせずやるん  
ですけども、今年はですね、メディアでも大活躍をされている青木理さんですねにお  
いでいただいて対談することにしております。青木さんはやっぱり本当にメディアの中  
でですね、安倍政権に忖度しないで、しっかりしたことをしっかり言うって素晴らしい  
コメンテーターをされてると思うんですけども、彼にですねやっぱり思いの丈をです  
ね、この間の政治をどう見ているか、そして当然検察庁法の問題であるとか、コロナ問  
題であるとか、はたまたスーパーシティ問題とかですねいろんなことはあると思うん  
ですけども、共謀罪の問題、そして日本におけるその公安警察とか、そういうものをど  
ういうふうに監視監督していったらいいのかですね、そういう問題も含めてきちんと切り  
込んで質問してディスカッションしていきたいと思っております。

どうかたくさんの方に見ていただきたいと思います。

6月15日の4時から6時、6月15日の4時から6時またWeb中継でやる予定にな  
っております。乞うご期待です。よろしく申し上げます。

岩崎： 本日はどうもありがとうございました。  
では6月15日の午後4時から6時もよろしく、併せてよろしく願いいたします。  
本日はどうもご視聴ありがとうございました。